

補助金の見直しにおける着眼点について

着眼点		議会・監査等指摘	他市町村事例
テーマ	内容		
委員会の論点	補助金の見直しを行うにあたっては、補助金の枠組みやチェックポイントとしての「ものさし」を作成する。		(成田市) 団体運営費補助金、事業費補助金それぞれについて別の「見直しのための方針及び基準」を作成することとしている。現時点団体運営費補助金の見直しのための方針及び基準についてのみ作成済。 (戸田市) 【補助金等の適正化に関する指針】 5.見直しの実施方法 「分類別見直し基準」を作成し、団体運営費、事業費、建設費等に分類して見直しを実施することを記載している。
	補助金の見直しを行っていくにあたっては、市が単独で行っている補助金を優先して見直しの議論を行う。		
	補助金の見直しを行うにあたっては、分類ごとにまとめた補助金一覧表をもとに内容の検証を行っていく。		
補助金が不交付となっているもの	3年間不交付であれば見直し対象とする。	・H28予算審査特別委員長報告(要旨) 補助金や助成金で利用の少ないものが見受けられる。条件の見直しや補助率を変えるなど、有効な施策となるよう努めていただきたい。	不交付団体についての対応を明記したものはなかったが、船橋市や戸田市をはじめとした複数の団体で、少額の補助金は効率性の面から廃止すべきとの記載がある。
	補助金が不交付となっているものは、周知が不十分な可能性があるため確認すべき。		
一定額が交付されているもの	補助金が一定である場合は、既得権的になっていないか検証する必要があると考えられる。	○監査指摘(H28決算審査意見要旨) まちづくり協議会事業は自治会活動などの特異性が認められない。同補助金はまちづくり協議会の活動の対価として、活動を評価し支給すべきであることから、第三者機関による評価制度を導入されたい。	(千葉市) 【補助金の適正化ガイドライン】 Ⅱ見直し基準 3. 性質別に異なる課題への対応 団体運営補助金については、「既得権化を防ぐため、原則として、3～5年程度の交付期限を設定し、期限到来時にはゼロベースから見直す」旨明記している。
		○議会指摘 ・H29決算審査特別委員長報告要旨 まちづくり協議会の支援では補助金の適正な執行管理を行い、評価を行う機関である市民協働推進委員会の体制強化に努めていただきたい。 ・H29予算審査特別委員長報告要旨 まちづくり協議会の活動が有効な取り組みとなるよう、財政的支援だけでなく、活動に対する支援にも努めていただきたい。 ・H27決算審査特別委員長報告要旨 まちづくり協議会については、高齢化の進展に伴う自治会、町内会の衰退は深刻であると認識し、屋上屋を重ねることのないよう補助金も含めそのあり方について見直ししていただきたい。	
補助金交付後の有効性確認	補助金交付後の有効性を確認する手段としては、KPIの視点も必要。	・H30.6月議会経済環境常任委員長報告要旨 農産園芸総合対策事業補助金は、随時その成果を評価するとともに、農産園芸事業の拡充、発展について必要な支援に努められたい。	(成田市) 【団体運営費補助金の見直しのための方針及び基準について】 3. 基本的な視点 (4) 有効性(費用対効果)について 「効果が明確に示せるか、活動費用と効果のバランスがとれているか」といった点を審査するとある。
公益性の判断	補助がないと生活の質が落ちてしまうかどうかをひとつの判断基準とする。		(千葉市) 【補助金の適正化ガイドライン】 Ⅱ見直し基準 2見直し基準 「特定の一部の者のみが恩恵を受けるなど、補助金の支出に納税者の理解が得られない補助金」は廃止、休止を検討する旨明記している。 (八千代市) 【補助金交付基準における公共性のチェックポイント】 「福祉の充実、地域経済の活性化等、魅力あるまちづくりに繋がる事業か」と記載がある。
	補助金を受けることでメリットを享受できる者の数が多いかどうかをひとつの判断基準とする。		
	過去に補助金制度ができたもので現在も必要なものなのかといった時間軸を考慮した視点をひとつの判断基準とする。		
団体の運営費補助	5年以上の長期にわたるものがあるが、効果が上がらなければ補助を打ち切るなどインセンティブを持たせるべき。		(千葉市) 【補助金の適正化ガイドライン】 Ⅱ見直し基準 3. 性質別に異なる 団体運営補助金については、「既得権化を防ぐため、原則として、3～5年程度の交付期限を設定し、期限到来時にはゼロベースから見直す」旨明記している。
	人件費補助をしているものは市が直接執行したほうがよいかどうかの検証を行うべき。		
	団体の運営費補助になっているものの中には、運営費補助ではなく、事業費補助が適当ではないかと考えられるものがあり、検証を行うべき。		
前回の意見書「今回の検証により見えてきた問題点」としてあげられたもの	団体の主体性の維持について、所管部署内に補助団体の事務局を置いている事例があり、早急に改善し団体の主体にゆだねるべき。	○定期監査指摘要旨 1. 交付金の厳格な精算処理 佐倉市青少年相談員連絡協議会及び佐倉市青少年育成市民会議は、団体の年間収入はほぼ全額市からの交付金で構成されている。実績報告により精算を行うことになっているが、平成29年度収支報告書では繰越金が生じているにもかかわらず余剰金の返還がされていなかった。適正な精算処理を行うよう努めること。 2. 交付金交付要綱の見直し 佐倉市青少年相談員連絡協議会は交付金のうち4割以上を各地区へ支出し、佐倉市青少年育成市民会議は交付金のほぼ全額が各地区への助成金として通過勘定となっている。交付金の透明性確保等のため交付要綱の見直しをされたい。	(成田市) 【団体運営費補助金の見直しのための方針及び基準について】 2. 見直しの方針 (2) 事業費補助への転換 「団体運営費補助金から事業費補助金への転換を促進」する旨明記している。
	人件費を補助対象とする場合の取り扱いについて、団体へ人件費を補助する場合には常に効率的な執行方法を検討し、縮小できるよう努力すべき。		(戸田市) 【補助金等の適正化に関する指針】 3. 現在の戸田市における補助金等の課題問題点 (4) 交付団体の課題 ③団体補助から事業費補助への移行 「団体補助から事業費補助への移行により対象事業を明確化することが決算状況の透明化につながり、補助金交付の効果を生む」と指摘している。
	食糧費の取り扱いについて、食糧費や視察についての是非について検証するべき。補助対象とする場合は一定の基準を設けることが必要。		(白井市) 【補助金のありかた基本方針】 5. 補助金の交付基準 (7) 多額の繰越金が発生している団体は補助金を削除するなど見直しを行う旨記載あり。
			(習志野市) 【習志野市補助金制度に関する指針】 3. 補助金の交付基準 第3. 交付基準 (5) 補助の対象となる経費を明確にすること。このとき、交際費、懇親会費等公益的事業に直結しない経費については対象としない旨明記している。
			(成田市) 【団体運営費補助金の見直しのための方針及び基準について】 4. 個別の審査基準 (1) 補助対象経費の明確化 「慶弔費及び交際費に係る経費」を対象外とする旨明記している。